

## 中体連競技会の参加資格及び出場に関する規定

第1条 本中体連加盟の生徒であること。

第2条 学校代表としてふさわしい生徒であること。

第3条 中学生としての自覚を持った規律正しい生徒であること。

- ・各種規則に著しく違反していない生徒及びチーム。
- ・校内外において著しい問題行動のない生徒。

第4条 各種大会参加にあたっては、特に次のことを遵守すること。

- ・選手及び応援者は、学校規定の服装であること
- ・大会への行き帰りは、各校の責任のもとに規律正しく行動すること。
- ・試合開始時間に遅れないこと。
- ・競技会場に迷惑をかけないこと。
- ・相手選手を中傷するヤジは、厳に慎むこと。
- ・各競技専門委員会の規則に従うこと。

第5条 競技専門委員長は、違反したチームや監督に対して、指導及び警告を与えることができる。

第6条 この規定の違反生徒について、その学校の理事は理事会に報告するものとする。

第7条 この規定に違反した生徒及びチームは、競技専門委員会及び理事会の協議により、本大会、次期大会の参加資格を失うものとする。

### [附 則]

第8条 この規定の改正は、理事会で行う。

第9条 この規定は、昭和58年4月制定、即日実施。

平成 元年5月19日 一部改正

平成 3年5月 1日 一部改正